

議案第 1 号

平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について

平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金を別冊のとおり定める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 2 号

平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について

平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 3 号

可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例(平成 11 年可茂衛生
施設利用組合条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 322 707 405">可茂衛生施設利用組合職員 の育児<u>休暇</u>等に関する条例</p> <p data-bbox="169 465 805 645">可茂衛生施設利用組合職員の子育て<u>休暇</u>等については、組合管理者の属する市町村の職員の子育て<u>休暇</u>等に関する条例の例による。</p>	<p data-bbox="938 322 1372 405">可茂衛生施設利用組合職員 の子育て<u>休業</u>等に関する条例</p> <p data-bbox="836 465 1457 645">可茂衛生施設利用組合職員の子育て<u>休業</u>等については、組合管理者の属する市町村の職員の子育て<u>休業</u>等に関する条例の例による。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

第2条 可茂衛生施設利用組合職員の子育て休業等に関する条例（平成4年可茂衛生施設利用組合条例第5号）は廃止する。

議案第 4 号

可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 5 号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う財産処分について下記のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、可茂広域行政事務組合同約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂広域行政事務組合の財産及びその処分の方法は、次のとおりとする。

名 称	金 額	処分の方法
可茂ふるさと基金	48,080,000 円	基金の全額を岐阜県知事に返還する。
財政調整基金	3,979,057 円	<p>平成 28 年度の可茂広域行政事務組合総務費分担金の算出方法により算出した額を関係市町村に帰属する。</p> <p>美濃加茂市 760,670 円 可児市 1,229,278 円 坂祝町 217,642 円 富加町 197,621 円 川辺町 260,158 円 七宗町 199,130 円 八百津町 300,105 円 白川町 289,608 円 東白川村 175,269 円 御嵩町 349,576 円</p>

議案第 6 号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継について下記のとおり定めることに関し、可茂広域行政事務組合規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同規約第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町（以下「関係市町村」という。）並びに可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児市・御嵩町中学校組合及び美濃加茂市富加町中学校組合（以下「関係一部事務組合」という。）は、可茂広域行政事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、その事務について、次のとおり承継する。

1 公用文書に関する事項

組合が保有する公平委員会の事務に関する文書は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継し、それ以外の文書は美濃加茂市が承継する。

2 歳計現金に関する事項

組合の歳計現金は、平成28年度可茂広域行政事務組合総務費分担金を算出する際に用いる割合に基づき関係市町村が承継する。

3 公平委員会に関する事項

組合で共同処理している公平委員会の事務は、組合の解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継する。

4 組合の決算の承継に関する事項

解散した組合の決算は、美濃加茂市において調製するものとし、組合の決算の審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合においてそれぞれ行うものとする。

5 その他の事務の承継に関する事項

(1) 平成29年3月31日に組合が保有する現金及び債務その他組合に帰属する事務（前4項を除く。）の全ては、美濃加茂市が承継する。

(2) 美濃加茂市は、前号により承継した債務の履行（以下「清算」という。）を行うものとする。

(3) 美濃加茂市は、清算に係る収支報告書を調製しなければならない。

(4) 美濃加茂市は、清算に係る収支を含んだ額による決算の認定を受けたときは当該認定された議会の議決を証する書面及び前号の収支報告書を関係市町村及び関係一部事務組合に送付しなければならない。

議案第 7 号

特定事業契約の締結について

特定事業契約を次のとおり締結する。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- 1 目的 可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業
- 2 方法 総合評価一般競争入札
- 3 金額 5,534,288,327 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
405,898,320 円)
上記金額に、事業契約約款の定める方法により算定した金利変更及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額並びに消費税率変動及び地方消費税率変動による増減額を加算した額
- 4 期間 当該契約の締結に係わる議決があった日から平成 46 年 3 月 31 日まで
- 5 相手方 岐阜県可児市広見五丁目 78 番地
P F I 可茂サービス株式会社 代表取締役 清水 哲人

議案第 8 号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 3 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- 1 指定管理者を指定する施設 可茂聖苑
場所 美濃加茂市蜂屋町下蜂屋 37 番地 7
- 2 指定管理者の名称等 岐阜県可児市広見五丁目 78 番地
PFI 可茂サービス株式会社
代表取締役 清水 哲人
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から
平成 46 年 3 月 31 日まで